

地方税法(昭和26年法律第311号)第422条第4項及び第423条第1項の下の並びにあんしん市税、
条例第31条の規定により、令和3年度市民税及び県民税の特例徴収額を下記のとおり通知します。
この通知は、前記の徴収事項に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
1年内に市長に対して審査請求をすることができ、この審査・県民税の決定の取消しを訴える訴えは
前記の審査請求に係る徴収の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として(市長が被
る代表訴訟となります。)*提起することができ、また、
なお、処分(徴収)の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する処分(徴収)を経た後でなければ提起することができ
なるとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分
執行又は終結の施行に行き着き、損害を避ける上緊急の必要があるとき、③その他の徴収を「管
制」としてき正当な理由があるとき、処分(徴収)がない場合でも処分(徴収)の取消しを提起することができま

[illegible]